

令和 7 年度青森県献血推進計画

はじめに

人口減少や少子高齢化などにより、若年層の献血率は依然低下傾向が続いていることから、将来の安定供給が危ぶまれる状況にある。

こうした状況を踏まえ、国においては、将来にわたり血液の安定供給を行うことができる体制を確保するため、以下の項目について、令和 3 年度から令和 7 年度までの達成目標「献血推進 2 0 2 5」を設定し、献血の推進を一層強力に実施することとしている。

(献血推進 2 0 2 5 の達成目標)

- ① 若年層の献血者数の増加
(1 0 代、2 0 代、3 0 代の献血率の増加)
- ② 安定的な献血の確保
- ③ 複数回献血の推進
- ④ 献血 W E B サービスの利用の促進

本県における献血者数は年々減少し、過去最高の平成 3 年度の 1 0 1, 5 2 6 人(若年層 7 0, 9 3 6 人)と比較して、令和 5 年度は 4 7, 0 9 3 人(若年層 1 6, 2 3 9 人)まで低下している。なお、令和 5 年度の若年層の献血率は 1 0 代 6. 7 %、2 0 代 6. 7 %、3 0 代 6. 5 %であった。

そこで、「東北管内及び県内の医療機関で必要な血液はすべて善意の献血で確保する」基本理念のもと、国が実施する「献血推進 2 0 2 5」を軸に、本県のこれまでの献血実施状況を踏まえ、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 1 0 条第 5 項の規定による、令和 7 年度の本県における献血の推進に関する計画を定め、献血を推進するものである。

第 1 献血目標

令和 7 年度の献血目標を次のとおり定める。

献血量 1 9, 8 8 3. 5 L

(内、血漿分画製剤用原料血漿確保割当量 1 2, 5 9 5 L)

献血者数 4 5, 2 5 4 人

献血目標を定めるに当たり、考慮した事項の概要は次のとおりである。

1 輸血用血液製剤の供給計画

過去3年間の実績及び令和6年度の供給見込みを加えた4年間の平均値に、直近の動向を考慮し、令和7年度に県内から供給される血液製剤の供給計画数は表のとおりである。

供給見込（200mL換算）

区 分	供給計画本数(構成比)
赤血球製剤・全血製剤	73,570(38.9%)
血漿製剤	19,982(10.6%)
血小板製剤	95,580(51.1%)
合 計	189,132(100.0%)

※構成比(%)は端数処理をしているため、合計が100%にならない。

2 原料血漿確保目標量

令和7年度の国から割り当てられた血漿分画製剤用の原料血漿確保目標量は、12,595Lである。

3 献血者数及び献血量

上記1及び2を踏まえ、令和7年度は表のとおり献血者数及び献血量を確保するものとする。

献血目標

区 分	献血者数(人)(構成比)	献血量(L)(構成比)
200mL全血献血	682(1.5%)	136.4(0.7%)
400mL全血献血	32,354(71.5%)	12,941.6(65.1%)
血漿成分献血	7,363(16.3%)	4,163.0(20.9%)
血小板成分献血	4,855(10.7%)	2,642.5(13.3%)
合 計	45,254(100.0%)	19,883.5(100.0%)

※全血献血（200mL+400mL）における400mL全血献血の献血者数の割合は97.9%

※構成比(%)は端数処理をしているため、合計が100%にならない。

なお、献血者数合計の年代別内訳は以下のとおり

年代	献血者数(人)(構成比)
10代(16～19歳)	2,246(5.0%)
20代(20～29歳)	7,408(16.4%)
30代(30～39歳)	8,561(18.9%)
40代以上(40～69歳)	27,039(59.7%)
合 計	45,254(100.0%)

第2 献血推進のための対策

1 献血の実施体制と役割

- ・ 県、市町村、日本赤十字社青森県支部（以下「日赤県支部」という。）、青森県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の関係者は、広く県民に対し、治療に必要な輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について県民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、普及啓発を行う。
- ・ 県及び市町村は、血液センター等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、県民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。
- ・ 県は、血液センター、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等で構成する献血推進協議会を開催する（2月）。
市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。
- ・ 県は、市町村、血液センター及び日赤県支部の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、次の会議を開催する。
 - ① 市町村献血推進事業担当者会議（5月）
 - ② 市町村献血推進事業担当課長会議（2月）

2 献血推進のための施策

（1）普及啓発活動の実施

① 県民全般を対象とした普及啓発

ア 献血推進キャンペーン等の実施

- ・ 県、日赤県支部及び血液センターは、市町村とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。
血液センターは、血液製剤の供給状況に応じて各種キャンペーンを実施する。
市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。
- ・ 県及び日赤県支部は、日頃の県民の献血への協力に感謝の意を表すとともに、広く県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月の「愛の血液助け合い運動」の一環として、7月に

献血感謝の集いを開催するとともに、その広報に努める。献血感謝の集いにおいて、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し、県は厚生労働大臣表彰状等の伝達及び知事感謝状の贈呈、日赤県支部は日本赤十字社有功賞の伝達を行う。また、県は、模範団体等の中から模範事例を紹介する等により、県民の献血推進運動に役立ててもらう。

- ・ 県、市町村及び血液センターは、様々な広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかける。その際、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 日赤及び血液センターは、県、市町村及び製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼び掛ける。
- ・ 市町村及び血液センターは、職域及び地域において普及活動を行うために設置している献血推進員と連携して、献血推進のための啓発活動や、献血者の一層の確保を図る。また、県は、血液センターと連携して、献血推進員に対して、献血推進員研修会を開催して、献血推進に必要な情報提供をするなど、より活発に啓発活動を行えるよう支援する。

イ 企業等における献血への取組の推進

- ・ 血液センターは、県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。
- ・ 血液センターは、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが

望ましい。

ウ 複数回献血の推進

- ・ 血液センターは、県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 血液センターは、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血の推進を図る。特に若年層に対しては、「② 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

② 若年層を対象とした普及啓発

ア 普及啓発資材の作成等

- ・ 今後の献血推進という観点から、若年層の献血推進が非常に重要であることから、高校生献血を推進することとし、県内各高等学校に対し献血への協力を依頼する。

県は、中学生・高校生向けの啓発パンフレットを作成・配付するとともに、国が行う若年層向けの献血啓発映像資材や大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した資材、献血への理解を促すポスターの配付を支援する。

なお、県は、中学生・高校生向けの啓発用パンフレットの作成に当たっては、その企画及び立案等を青森県学生献血推進連絡会の意見を参考に、より効果的なものを作成するものとする。

イ 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 県及び血液センターは、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、献血の行動へと繋げるため、若年層への普及啓発を行う。
 - a 血液センター公式ブログ及びツイッターを利用した情報発信及び情報誌と連携した広報（血液センター）
 - b 若年層の多い地区のフリーペーパーへの広告の掲載（県）
 - c その他地域の実情に応じた方法（県、市町村、血液センター）
- ・ 県、市町村及び血液センターは、国が作成した献血推進キャラクターや青森県の献血キャラクター「ブラット君」を活用した各種普及啓発を行う。

ウ 献血セミナー等の実施

- ・ 血液センターは、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝える。その推進に当たっては、県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- ・ 県及び市町村は、血液センターが実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を図る。

エ 学校等における献血の普及啓発

- ・ 県は、血液センターと連携し、次の普及啓発活動を行う青森県学生献血推進連絡会の育成を充実・強化する。併せて、青森県学生献血推進連絡会に参加していない大学の学生に対しても積極的に参加を呼びかけ、構成大学・構成員の拡大を図る。
 - a 青森県学生献血推進連絡会議の開催
 - b 夏と冬の学生献血キャンペーンイベントへの参加及び企画
 - c 学校献血における献血の呼びかけ
- ・ 血液センターは、県の協力を得て、青森県学生献血推進連絡会と更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、特に、将来、医療従事者を目指す者に、多くの県民の献血によって医療が支えられている仕組みや、血液製剤の適正使用の重要性への理解が深まるよう取組を行う。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、県の教育部局や学校医・学校薬剤師等の学校保健の専門家の協力を得ながら、高校生の献血に対する理解と協力が進むよう取り組む。

③ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、県、市町村及び血液センターは、親子で一緒に献血に触れあえるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 血液センターは、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 血液センターは、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図る。

このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度に十分に行う。

- ・ 血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 県は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して栄養士等による健康相談を実施する。

- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、県は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

県、市町村及び血液センターは、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、H I V等の感染症によっては、保健所において匿名・無料で検査を受けることができることを、様々な広報手段を用いて、県民に周知する。

(3) 血液製剤の適正使用

医療機関において、血液製剤の管理体制を整備し、血液製剤の使用状況を正確に把握するなど、血液製剤の適正な使用を推進するために、県は次の会議及び講演会を開催する。

- ① 輸血療法委員会合同会議
- ② 輸血療法安全対策に関する講演会

(4) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、血液センターが献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることはあり得る。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び血液センターは、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、血液センターが策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 県、市町村及び血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、血液センターの取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。県及び市町村は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに血液センターによる献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和8年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。
- ・ 血液センターは、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組みを実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。